

豊中市保育所設置認可等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条に定める保育所を設置しようとする者に対し、その認可の申請及び各種届出の手続きについて、必要な事項を定める。

(設置認可の申請)

第2条 法第35条第4項の規定に基づく認可申請については、保育所設置認可申請書（様式第1-1号）に別表に掲げる書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

(設置の届出及び認可申請の要件)

第3条 前条の認可申請は、次の各号に掲げる要件を満たした上で、市長に提出するものとする。

- 一 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年豊中市条例第59号）、「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知）に掲げる要件を満たしていること。
- 二 小規模保育所を設置しようとするときは、前号の要件に加え、「小規模保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第296号厚生省児童家庭局長通知）及び「小規模保育所の設置認可等について」の取扱いについて」（平成12年3月30日児保第11号厚生省児童家庭局保育課長通知）に掲げる要件を満たしていること。
- 三 夜間保育所を設置しようとするときは、第1号の要件に加え、「夜間保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知）及び「夜間保育所の設置認可等の取扱いについて」（平成12年3月30日児保第15号厚生省児童家庭局保育課長通知）に掲げる要件を満たしていること。
- 四 不動産の貸与を受けて保育所を設置しようとするときは、第1号から前号までの要件に加えて、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知）に掲げる要件を満たしていること。
- 五 暴力団（豊中市暴力団排除条例（平成25年度豊中市条例第25号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）に該当しないこと。

(休廃止の届出及び申請)

第4条 法第35条第7項の規定に基づく承認申請は、保育所（休止・廃止）申請書（様式第2-1号）に別表に掲げる書類を添付し、市長に提出することにより行う。

(変更の届出)

第5条 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）

第37条第5項の規定による変更をしようとするときの届出は、保育所（名称・位置）変更届出書（様式第3-3号）に別表に掲げる書類を添付し、変更のあった日から起算して1月以内に市長に提出することにより行う。

2 規則第37条第6項の規定による変更をしようとするときの届出は、保育所（建物・設備・定員等）変更届出書（様式第3-1号）又は保育所施設長（経営の責任者）変更届出書（様式第3-2号）に別表に掲げる書類を添付し、市長にあらかじめ提出することにより行う。

3 分園（「保育所分園の設置運営について」（平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知）に定める分園をいう。）を設置する場合は、前項で定める届出を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1-1号

年 月 日

豊 中 市 長 様

住 所
名 称
氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

保 育 所 設 置 認 可 申 請 書

児童福祉法第35条第4項の規定により、保育所を下記のとおり設置したいので、別添保育所設置計画書を添えて申請します。

記

1. 施 設 名
2. 所 在 地
3. 定 員
4. 事業開始予定日

(添付書類)

※ 設置主体の変更の場合

引継ぎ確認書(写)、贈与契約書(写)、財産目録及び備品台帳

年 月 日

豊 中 市 長 様

住 所
名 称
氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

保 育 所 (休 止 ・ 廃 止) 申 請 書

年 月 日付け 第 号により認可された保育所を(廃止・休止)したいので、児童福祉法第35条第7項により申請します。

記

1. 名 称
2. 所在地
3. (休止期間・廃止予定日)
4. (休止・廃止)理由

(添付書類)

- ① 財産の処分方法(廃止の場合のみ)
- ② 引継ぎ確認書(写)、贈与契約書(写)、財産目録及び備品台帳(設置主体の変更のみ)

年 月 日

豊 中 市 長 様

住 所
名 称
氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

保育所(建物・設備・定員等)変更届出書

年 月 日付け 第 号により認可された下記施設について、別添保育所
変更計画書のとおり変更したいので届け出ます。

記

1. 施 設 名
2. 所 在 地
3. 変 更 内 容
4. 変 更 予 定 日
5. 変 更 理 由

年 月 日

豊中市長 様

住 所
名 称
氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

保育所施設長(経営の責任者)変更届出書

年 月 日付け 第 号により認可された下記施設の施設長(経営の責任者)を変更したいので届け出ます。

記

1. 施設名
2. 変更内容
 - ・ 変更前
 - ・ 変更後
3. 変更予定日

(添付書類)

履歴書

年 月 日

豊 中 市 長 様

住 所
名 称
氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

保 育 所 (名 称 ・ 位 置) 変 更 届 出 書

年 月 日 付 け 第 号 により認可された保育所の(名称・位置)を下記のとおり変更したので届け出ます。

記

1. 名 称
2. 所 在 地
3. 変 更 内 容
 - ・ 変 更 前
 - ・ 変 更 後
4. 変 更 日
5. 変 更 理 由

(添付書類)

変更前及び変更後の位置がわかる地図、住居表示変更通知書(位置変更時のみ)

保育所(設置・変更)計画書

1. 施設名

2. 設置主体

3. 経営主体

4. 種別 保育所

5. 所在地 (郵便番号 ())
市 町 番地
小学校区名 小学校区
最寄駅 線 駅
電話番号 () FAX番号 ()

6. 定員名

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
定員内訳							
入所(予定)児童数							

7. 保育士名

8. 建物その他設備の規模及び構造並びに図面

(1)敷地 m^2 (自己所有地 m^2 、借地 m^2)

(2)建面積 m^2 (延面積 m^2)

(3)屋外遊戯場 m^2

(4)建物並びに設備の規模、構造等

ア. 構造 造 階(地上 階、地下 階)

イ. 各室の状況 (別紙Ⅰのとおり)

(5)施設全体の付近見取図、配置図、平面図、立面図

※注1 平面図に室名、面積、利用人員を記入すること。

※注2 配置図に屋外遊戯場の範囲、面積を記入すること。

9. 事業開始・変更予定日

年 月 日

10. 経営の責任者(理事、監事等)一覧表及び履歴書 (別紙Ⅱのとおり)

11. 施設職員の履歴書及び保育士証の写し (別紙Ⅲのとおり)

12. 法人等設立状況(法人又は団体のみ)

- (1) 定款、寄付行為その他の規約
- (2) 設立証拠書類又は登記簿謄本

(添付書類)

- ① 各室面積表(別紙Ⅰ)
 - ② 経営者(理事、監事等)一覧表(別紙Ⅱ)
 - ③ 経営者(理事、監事等)履歴書
 - ④ 職員名簿(別紙Ⅲ)
 - ⑤ 職員履歴書、保育士証(写)、所定労働時間等の明記された非常勤職員雇用通知書(控)の写し(但し、最低基準外非常勤職員については不要)、嘱託医の就任承諾書又は契約書及び医師・歯科医師免許証(写)
 - ⑥ 収支予算書(事業開始年度)
 - ⑦ 定款、寄付行為その他の規約(運営規程)
 - ⑧ 保育課程
 - ⑨ 法人等設立証拠書類(写)又は登記簿謄本(写)
 - ⑩ 児童福祉法第35条第5項第4号の規定に該当しない旨の誓約書(別紙Ⅳ)
 - ⑪ 豊中市保育所設置認可等要綱第3条第5号に規定する者に該当しない旨の誓約書(様式Ⅴ)
 - ⑫ 最寄駅からの図、施設全体の付近見取図、配置図、平面図、立面図
 - ⑬ 土地・建物の登記簿謄本、建築確認申請書(写)及び検査済証(写)、ただし、検査済証(写)の交付が無い場合は、「既存建築物の増築等における法的性の確認取扱要領(大阪府内建築行政連絡協議会 平成18年5月31日制定)(以下、「確認取扱要領」という。)により豊中市が適正な内容として確認を行った既存建築物状況報告書(写)
 - ⑭ 不動産の貸与を受ける場合には、無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面(写)、賃借契約(写)、建築確認申請書(写)及び検査済証(写)、ただし、検査済証(写)の交付が無い場合は、確認取扱要領により豊中市が適正な内容として確認を行った既存建築物状況報告書(写)
 - ⑮ 調理業務を第三者に委託して給食提供する場合には、調理業務委託契約書(写)
 - ⑯ 敷地外の屋外遊戯場を利用する場合には、「豊中市保育所等と同一敷地外の屋外遊戯場を利用する際のガイドライン」に基づく、屋外遊戯場の付近代替地の利用についての報告書及び保育所と付近代替地の位置図
- ※それぞれ写しについては原本証明をすること。

社会福祉法人及び学校法人以外の者⑰、⑱、⑲についても添付

※不動産の貸与を受ける場合は⑳も添付

⑰ ア及びイ 又は ウ

ア 施設長が、保育所又は保育所以外の児童福祉施設若しくは幼稚園において

2年以上勤務した経験を有する者である証明書、若しくはこれと同等以上の能力を有する者である証明書、又は経営担当役員に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むことを証明するもの。

イ 運営委員会(保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。)の構成、権限及び役割を明らかにする書類

ウ 経営担当役員に、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含むことを証明するもの。

⑱ 設置前3か年の会計年度における、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該設置主体の全体の財務内容が明らかとなる書類(貸借対照表、損益計算書、収支計算書等)

⑲ 保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していることを示す証明書(金融機関発行の残高証明書)

⑳ 賃借料の財源とは別に、①1年間の賃借料に相当する額と②1千万円(1年間の賃借料が1千万円を超える場合には、当該1年間の賃借料相当額)の合計額を保有していることを示す証明書(金融機関発行の残高証明書)

(別紙 I) 各室面積表

平成 年 月 日現在

室名	既設部分				対象児童一人あた り面積 (m^2)
	構造	階数 (階)	人数 (人)	面積 (m^2)	
保育室 才					0
保育室 才					0
保育室 才					0
保育室 才					0
保育室 才					0
保育室 才					0
乳児室					0
ほふく室					0
乳児・ほふく室					0
調乳室					
沐浴室					
遊戯室			-		
調理室			-		
休憩室			-		
医務室			-		
事務室			-		
便所					
その他					
計					

(注) 保育室、乳児室、ほふく室については、1室ずつ記入すること。
 太枠内に箇所数を記入すること。
 「計」欄は延面積と一致すること。

(別紙Ⅲ) 職員名簿

平成 年 月 日現在

	職名	氏名	年齢	資格の有無	常勤・非常勤の別	備考
1	施設長					
2	主任保育士					
3	保育士					
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						

- ※1 施設長の資格の有無については、保育士資格の有無を記入すること。
- ※2 施設長の備考欄には、就業規則に基づく常勤の1ヶ月の勤務時間数を記入すること。
- ※3 非常勤職員の場合は、備考欄に1ヶ月の勤務時間数を記入すること。

(別紙Ⅳ)

児童福祉法第35条第5項第4号イからルの規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

豊中市長 様

住 所
氏 名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の

児童福祉法第35条第5項第4号イからルの規定に該当しないことを誓約いたします。

児童福祉法第35条第5項第4号
次のいずれにも該当するものでないこと。

- イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ニ 申請者が、第58条第2項の規定により認定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下ホ及び第17条第2項第7号において同じ。)又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人(以下この号において「役員等」という。)であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含み、当該認定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業の管理者であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該認定の取消しが、家庭的保育事業等の認定の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- ホ 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下ホにおいて同じ。))の役員に占めるその役員の割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの(以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるものうち、当該申請者と主務省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、第7条第1項の規定により認定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。
- ヘ 申請者が、第五十八条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第十二項の規定による保育所の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。))で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- ト 申請者が、第四十六条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第五十八条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第十二項の規定による保育所の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。))で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- チ へに規定する期間内に第十二項の規定による保育所の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、への通知の日前六十日以内に当該申請に係る法人(当該保育所の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該申請に係る法人でない保育所(当該保育所の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- リ 申請者が、認可の申請前5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 又 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

(様式V)

豊中市保育所設置認可等要綱第3条第5号に規定する者に該当しない旨の誓約書

平成 年 月 日

豊中市長 様

設置者 住 所

法人名称

代表者職・氏名

印

豊中市が豊中市暴力団排除条例に基づき、市の事務事業により、暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、保育所の認可を申請するに際して、豊中市保育所設置認可等要綱第3条第5号に規定する者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、豊中市保育所設置認可等要綱第3条第5号の要件の該当の有無を確認するため、豊中市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が豊中市から大阪府豊中警察署又は大阪府豊中南警察署に提供されることに同意します。

<参考>

○豊中市暴力団排除条例（抜粋）
（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）

第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団密接関係者 暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

○豊中市暴力団排除条例施行規則（抜粋）
（暴力団密接関係者）

第2条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
(2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、

金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者

(3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者

(4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうち暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの

ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

(6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等（条例第2条第5号に規定する公共工事等をいう。）に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者